

「歩切り」とは

『適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為』※

※「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」
第2 4(1)より

市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した**設計書金額**(実際の施工に要する通常妥当な工事費用)の**一部を、**
予定価格の設定段階において控除する行為

➡ 予定価格の適正な設定を求める**品確法第7条第1項第1号に反する違反行為**

積算段階

(積算基準等による設計書金額の算定)

実勢価格を**反映した**積算

実勢価格を**反映せず**積算

【受注者からの指摘】

- ・資材単価について、メーカー公表価格に、自治体が独自に不透明な乗率を掛けている*
- ・設計書(積算内訳)が公表されないため、採用単価が不透明
- ・予定価格の設定は設計図書が適切であることが前提等

設計書金額算定

予定価格設定段階

(契約担当者等による予定価格の設定)

設計書金額と**同額**の予定価格を決定

設計書金額を**控除して**予定価格を決定

【控除(減額)の目的例】

- ・慣例 ・自治体財政の健全化 ・公共事業費の削減
- ・他の工事に充てる予算の捻出
- ・追加工事が発生した場合に議会手続きを経ずに変更契約を実施
- ・入札契約制度の透明性・公正性の確保等(下記のケース) 等

- ・予定価格の漏洩を防ぐため、設計書金額に、システムで無作為に発生させた係数を掛ける
- ・事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げる

予定価格決定

「歩切り」に**該当しない**

通常は「歩切り」に**該当し、違法**

合理的かつ少額ならばやむを得ない場合もある

* こうした運用についても、実質的に「歩切り」と類似する結果を招くおそれがあり、不適切